



第1章

計画策定にあたって

第1章 計画策定にあたって

1 計画策定の背景と趣旨

わが国では、内閣府「令和5年版高齢社会白書」によると、総人口は令和4年10月1日現在、1億2,495万人となっており、そのうち65歳以上人口は3,624万人、総人口に占める65歳以上人口の割合（高齢化率）は29.0%で過去最高となっています。

総人口や現役世代が減少に転じ、医療や介護の担い手の減少と高齢化が同時に進行していく中で、高齢者のひとり暮らしや高齢者のみの世帯が増加するとともに、85歳以上人口も増加することに伴い、認知症高齢者や医療・介護のニーズを有する高齢者、日常生活のちょっとした困りごとを抱える高齢者は増加し、必要なサービス需要は多様化することが予想されます。

平成12年に創設された介護保険制度は、「できる限り住み慣れた地域で、最後まで尊厳を持って自分らしく生活したい」という願いを社会全体で支える仕組みとして定着、発展してきました。また、平成29年には、65歳以上の方の介護予防と日常生活の自立支援を目的として「介護予防・日常生活支援総合事業（総合事業）」が始まり、介護保険制度の持続可能性を維持しながら、医療、介護、介護予防、住まい及び自立した日常生活の支援が包括的に確保される体制「地域包括ケアシステム」を推進しているところです。

このような中、地域包括ケアシステムのさらなる深化に向け、効率的・効果的な医療・介護サービスの提供体制の充実とともに、地域住民が「我が事」として主体的に地域づくりに取り組み、誰もが取り残されることなく、地域をともに築く「地域共生社会」の実現が求められています。

袋井市（以下、「本市」という）では、平成22年に「日本一健康文化都市」を宣言し、「心と体の健康」「都市と自然の健康」「地域と社会の健康」の3つの視点から、まちづくりを展開してきました。また、平成27年5月には、地域包括ケアシステムの拠点として「袋井市総合健康センター」を開設し、地域や関係機関が一丸となって高齢者ケアの各施策に取り組んでいます。

『袋井市長寿しあわせ計画（第9次袋井市高齢者保健福祉計画・第8期袋井市介護保険事業計画）』が、令和5年度をもって計画期間を終了することを受け、これまでの取組を継承、発展させつつ、地域包括ケアシステムのさらなる充実と、高齢者を含む本市に住む全ての人々がともに豊かにいきいきと暮らすことのできる社会の実現を目指し、『袋井市長寿しあわせ計画（第10次袋井市高齢者保健福祉計画・第9期袋井市介護保険事業計画）』（以下、「本計画」）を策定します。

2 計画の位置づけ

本計画は、老人福祉法第20条の8の規定に基づく『高齢者保健福祉計画』及び介護保険法第117条の規定に基づく『介護保険事業計画』を一体的に策定するものです。

市の高齢者保健福祉施策の推進にあたって、取り組む課題を明らかにし、基本的な方向性や目標等を定めるとともに、介護保険給付サービスの見込量や施設等の整備目標等を定めます。

○各法律の基本理念等

老人福祉法

(目的)

第一条 この法律は、老人の福祉に関する原理を明らかにするとともに、老人に対し、その心身の健康の保持及び生活の安定のために必要な措置を講じ、もって老人の福祉を図ることを目的とする。

(基本的理念)

第二条 老人は、多年にわたり社会の進展に寄与してきた者として、かつ、豊富な知識と経験を有する者として敬愛されるとともに、生きがいを持てる健全で安らかな生活を保障されるものとする。

(市町村老人福祉計画)

第二〇条の八 市町村は、老人居宅生活支援事業及び老人福祉施設による事業（以下「老人福祉事業」という。）の供給体制の確保に関する計画（以下「市町村老人福祉計画」という。）を定めるものとする。

介護保険法

(目的)

第一条 この法律は、加齢に伴って生ずる心身の変化に起因する疾病等により要介護状態となり、入浴、排せつ、食事等の介護、機能訓練並びに看護及び療養上の管理その他の医療を要する者等について、これらの者が尊厳を保持し、その有する能力に応じ自立した日常生活を営むことができるよう、必要な保健医療サービス及び福祉サービスに係る給付を行うため、国民の共同連帯の理念に基づき介護保険制度を設け、その行う保険給付等に関して必要な事項を定め、もって国民の保健医療の向上及び福祉の増進を図ることを目的とする。

(介護保険)

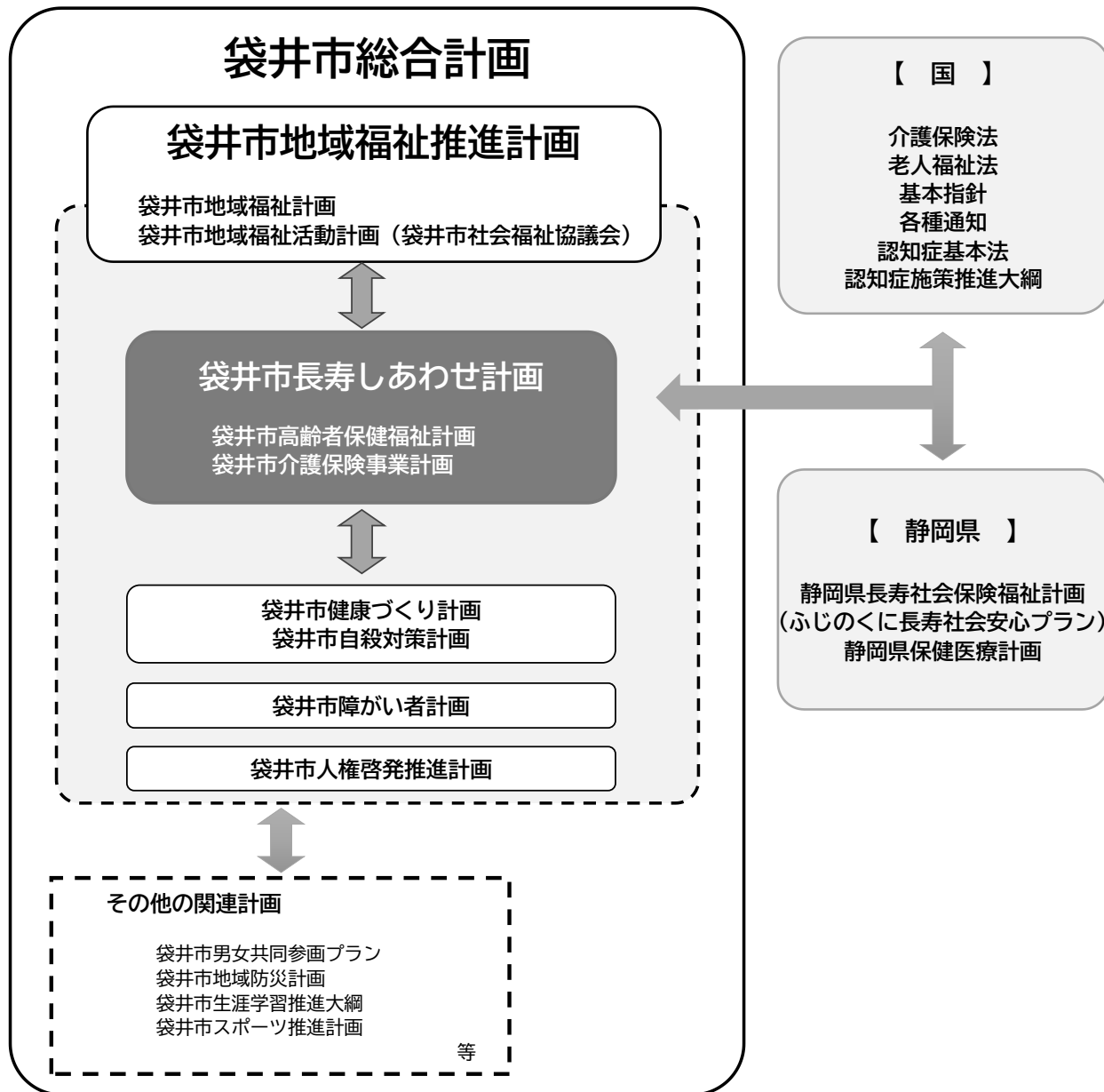
第二条 介護保険は、被保険者の要介護状態又は要支援状態（以下「要介護状態等」という。）に関し、必要な保険給付を行うものとする。

(市町村介護保険事業計画)

第一百七条 市町村は、基本指針に即して、三年を一期とする当該市町村が行う介護保険事業に係る保険給付の円滑な実施に関する計画（以下「市町村介護保険事業計画」という。）を定めるものとする。

3 他計画との関係

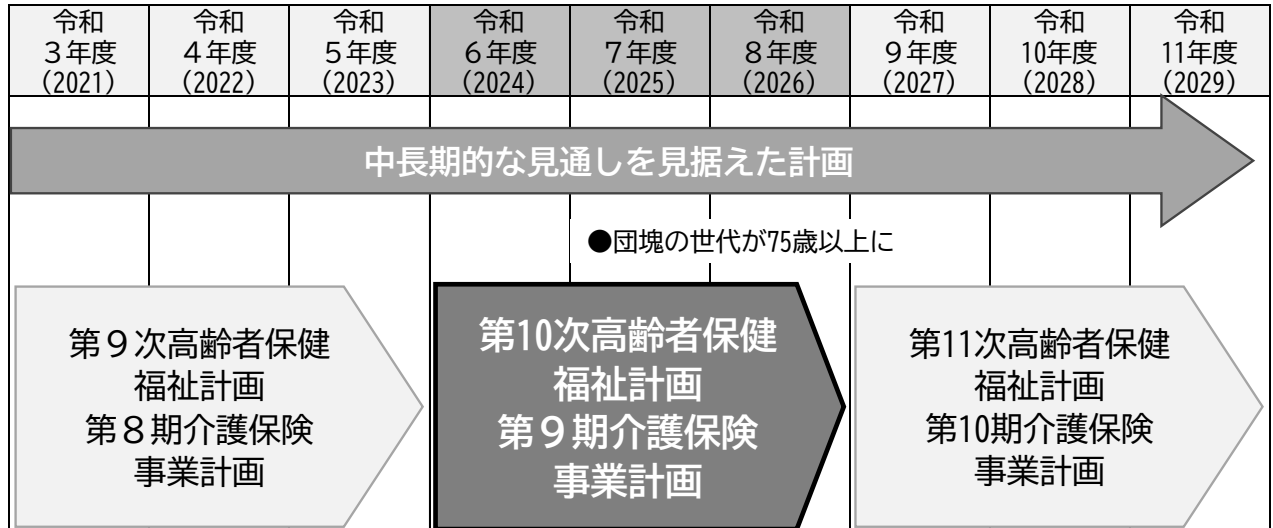
本計画は、市政の基本指針である「袋井市総合計画」の分野別実施計画であるとともに「袋井市地域福祉推進計画（袋井市地域福祉計画・袋井市地域福祉活動計画）」、「袋井市健康づくり計画」、「袋井市障がい者計画」等の保健・医療・福祉に関する計画との整合を図ります。



4 計画の期間

本計画の対象期間は、令和6年度から令和8年度までの3年間とし、本市の実情に応じた地域包括ケアシステムが持続的・安定的に展開されるためのサービス基盤の整備等、中長期的な視野に立った取組の方向性を見定め、本計画の施策へと反映させています。

○計画期間について



5 計画の策定体制

(1) 高齢者保健福祉計画等推進委員会の開催

学識経験を有する者、保健医療関係者、福祉関係者、介護関係者、その他識見を有する者などで構成する推進委員会を設置し、計画内容について協議、高齢者等の施策に関して必要な事項の審議及び調整を行いました。

(2) 高齢者の生活と意識に関する調査の実施

令和4年12月に実施し、計画の対象となる高齢者等から、日常生活実態や現行施策の評価、介護保険サービスの利用状況、今後の施策ニーズ、高齢者の福祉に対する意識を把握し、計画策定にあたっての基礎資料としました。

(3) 介護サービス事業所へのアンケートの実施

介護サービス事業所の意向等を把握し、計画策定にあたっての基礎資料としました。

(4) パブリックコメントの実施

本計画案を、令和5年11月13日～令和5年12月15日まで市役所や市のホームページ等で公開し、広く市民の方々から意見を募りました。